

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等が改正され、災害共済給付制度における医療費の支給上限額が変わりましたので周知します。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 4 日

各都道府県教育委員会学校安全主管課
各指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画・共生社会学習・安全課

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（周知）

この度、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等が改正され、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用する災害共済給付制度における医療費の支給上限額が引き上げられたことについて、別添のとおりこども家庭庁から周知依頼がありました。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、各教育委員会において所管の学校に対して周知する際には、例えば、各学校における事務フローや留意点を必要に応じて整理いただく等、効率的・効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

別添資料：独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について
（周知依頼）（令和 8 年 7 月 31 日付けこ成安第 163 号）

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生
社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話番号 03-5253-4111（内線 2966）

e-mail anzen@mext.go.jp

※ 問い合わせ等については、別添の「【問い合わせ先】」をご確認ください。

こ成安第163号
令和8年7月31日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の改正について（周知依頼）

このたび、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第240号）」（別添1）が令和8年7月29日に、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する府令（令和8年内閣府令第65号）」（別添2）が令和8年7月31日にそれぞれ公布され、災害共済給付に関する改正規定については、令和8年8月1日から施行されることになりました。

その概要は下記のとおりですので、貴省を通じて、各教育委員会等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

健康保険の高額療養費制度において、自己負担限度額等が改定されたことを受け、医療費に合算する単位療養額の算定に係る額の改定及び所要の改正を行ったこと（改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条第1項1号イ及び改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第19条第1項、第3項、第5項、第7項、第9項）。

以上

【問い合わせ先】

本通知に関すること

こども家庭庁成育局安全対策課災害共済給付係

TEL:03-6858-0193 Mail:anzenaisaku.saigaikyousai@cfa.go.jp

給付金の請求手続き等に関すること

独立行政法人日本スポーツ振興センター

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/814/Default.aspx>

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する

御名
御璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百四十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百四十九條において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三條第二項、防衛省の職員（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十條の二第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する

第四十一条第一号中、「第四十三条及び附則第二条」を「及び第四十三条」に改め、「第五項まで」の下に、「第四十一条の三」を加え、並びに附則第二条「を削り、第四十二条第五項」を「第四十一条の三第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第四十二条第五項」を「第四十一条の三第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び附則第二条第二項第一号」を削り、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、附則第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第四十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「二年間の高額療養費の支給要件及び支給額」を付し、同条第一項第一号中「この条並びに第四十三条の二第一項、第二項、第五項及び第七項において」を削り、同条第八項中「特別区を含む」の下に「以下同じ」を加え、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の三 高額療養費は、計算期間において、基準日被保険者又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養（法第九十八条第一項（法第一百十条第7項及び第一百十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る療養（次項及び第四十一条の二において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第四十一条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあっては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第四十一条第一号イからへまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第四十一条第一項第一号イからイまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る額を合算した額（第四十一条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として前項各号に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として基準日被保険者に支給する。

第四十二条第一号中「八百百円と、第四十一条第一号及び第二号」を「八万五千八百百円と、第四十一条第一号各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第四十一条第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第四十一条第一号各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百百円と、第四十一条第一号及び第二号」を「十七万九千五百円と、第四十一条第一号各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え（特別区を含む。同号において同じ。）を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第四十一条第二項各号」に、「十三万三千五百円」と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「十三万五千五百十円と、第四十一条第二項各号」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第四十一条第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第四十一条第三項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号」を「十七万九千百円と、第四十一条第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「二万四千六百円と、第四十一条第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「第四十三条の三第二項第六号」を「第十二項第五号及び第四十三条の三第二項第六号」に、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万五千円」に、「二万九千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円」に改め、

十 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七条の六の三第一項第二号中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元とする。

五 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元とする。

第十七条の六の三第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三十万三千元と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三千元」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改める。

第十八条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「二十七万三千元」を「三十四万二千円」に、「第四十二条第一項第二号」を「第四十二条第一項第一号」に、「九十万千円」を「百十四万円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第十六条までの規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十七条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十九条第二項及び第四十一条第二項の規定並びに附則第四十三条中介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第二十二條の三第六項第三号への改正規定 令和九年八月一日

（健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条並びに附則第十七条及び第十九条において「新健康保険法施行令」という。）第四十三条第一項第四号ロ及びハ（新健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条並びに附則第十九条第一項及び第二項において「第二号新健康保険法施行令」という。）第四十三条第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二まで（これらの規定（同条第一項第一号イからチまで及びヌからワまで、第二号ロからリまで及びル並びに第三号ロからリまで及びルに係る部分を除く。）を第二号新健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二号新健康保険法施行令第四十三条第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（附則第二十条及び第二十二條において「新船員保険法施行令」という。）第十条第一項第四号ロ及びハの規定による全国健康保険協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。次条及び附則第二十二條において「協会」という。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第五条 第四条の規定による改正後の船員保険法施行令（附則第二十二條第一項及び第二項において「第二号新船員保険法施行令」という。）第十条第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定による協会の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第六条 第五条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（附則第二十三条及び第二十五條において「新国民健康保険法施行令」という。）第二十九条の四第一項第五号ロ及びハの規定による市町村（特別区を含む。次条及び附則第二十五條において同じ。）又は国民健康保険組合（次条及び附則第二十五條において「組合」という。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第七条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（附則第二十五條第一項及び第二項において「第二号新国民健康保険法施行令」という。）第二十九条の四第一項第一号イからワまで、第二号イからワまで、第三号ロからリまで及びルから力まで、第四号ロからリまで及びルから力まで並びに第五号ロから二までの規定による市町村又は組合の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号イからワまで、第三号ロからリまで及びルから力まで、第四号ロからリまで及びルから力まで並びに第五号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第八条 第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（附則第二十六条及び第二十八条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六条第一項第三号ロ及びハの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条及び附則第二十八条において同じ。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第三十三条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十四条 組合は、新地共済法施行令第二十三条の三の二第二項の規定により、組合員に対し、高額療養費を支給する場合において、新地共済法施行令第二十三条の三の三第三項ただし書に規定する基準日（新地共済法施行令第二十三条の三の五第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。次項において「基準日」という。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（新地共済法施行令第二十三条の三の四第十一項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき組合の確認を受けている者については、第二号新地共済法施行令第二十三条の三の四第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

第二 組合は、新地共済法施行令第二十三条の三の二第二項の規定により、組合員に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（新地共済法施行令第二十三条の三の四第十二項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき組合の確認を受けている者については、第二号新地共済法施行令第二十三条の三の四第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務省令で定めることにより、新地共済法施行令第二十三条の三の二の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で組合が行うものとする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の六第十三項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該資格を喪失した日」とする。

第三十六条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十七条 事業団は、新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定により、加入者に対し、高額療養費を支給する場合において、新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。次項において「基準日」という。）が属する月の標準報酬月額が十六万円未満の加入者である者（新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の五第十一項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき事業団の確認を受けている者については、第二号新私学共済法施行令第六十六条において準用する第二号新国共済法施行令第十一条の三の五第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 事業団は、新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定により、加入者に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日が属する月の標準報酬月額が十六万円未満の加入者である者（新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の五第十二項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき事業団の確認を受けている者については、第二号新私学共済法施行令第六十六条において準用する第二号新国共済法施行令第十一条の三の五第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、文部科学省令で定めるところにより、新私学共済法施行令第六十六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の四の二の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で事業団が行うものとする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 第十五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（附則第四十条において「新防衛省職員給与法施行令」という。）第十七条の六の三第七項に規定する退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日（計算期間において、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日が複数ある場合にあつては、当該退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日」とする。

第三十九条 施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の二の規定により、自衛官等（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の三第一項に規定する自衛官等をいう。以下この項において同じ。）に対し、高額療養費を支給する場合において、新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の二に規定する基準日（新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の三第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。）の属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の自衛官等である者（新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の二の第六項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき防衛大臣又はその委任を受けた者の確認を受けている者については、第二号新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の二の第六項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 前項の確認は、防衛省令で定めるところにより、新防衛省職員給与法施行令第十七条の六の二の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で防衛大臣又はその委任を受けた者が行うものとする。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四十二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第三号中「及び第三項」を、「第三項及び第十項から第十二項まで」に改め、同条第十七号中「及び第十七条の六の二第二項」を「並びに第十七条の六の二の二第二項及び第六項」に改め、同条第十八号から第二十号までの規定中「及び第三項」を「第三項及び第十項から第十二項まで」に改め、同条第二十四号中「第十五条第一項」の下に、「第八項及び第九項」を加える。
（介護保険法施行令の一部改正）

第四十三条 介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第二項第七号ロ中「第四十四条第二項」を「第四十四条第六項」に改め、同条第六項第三号へ中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第十四号」に改める。

内閣総理大臣	高市	早苗
総務大臣	林	芳正
財務大臣	片山さつき	
文部科学大臣	松本	洋平
厚生労働大臣	上野賢一郎	
防衛大臣	小泉進次郎	

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（災害共済給付の給付基準） 第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。 一 医療費 次に掲げる額の合算額 イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、二十万七千三百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が九十万千円に満たないときは、九十万千円）から九十万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額 (1)・(2) (略) ロゝ二 (略)	（災害共済給付の給付基準） 第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。 一 医療費 次に掲げる額の合算額 イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、二十五万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額 (1)・(2) (略) ロゝ二 (略)

2 二・三
8
(略)

2 二・三
8
(略)

改 正 案	現 行
（災害共済給付の給付基準） 第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。 一 医療費 次に掲げる額の合算額 イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、三十四万二千円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額 (1)・(2) (略) ロゝ二 (略)	（災害共済給付の給付基準） 第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。 一 医療費 次に掲げる額の合算額 イ 単位療養（同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。（1）を除き、以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる費用について、それぞれ(1)又は(2)に定める方法により算定した額の合計額（ロにおいて「単位療養額」という。）に十分の三を乗じて得た額（その額が、二十七万三百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が九十万円に満たないときは、九十万円）から九十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定める額を超えるときは、当該内閣府令で定める額）を合算した額 (1)・(2) (略) ロゝ二 (略)

2 二・三
8
(略)

2 二・三
8
(略)

○内閣府令第六十五号
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和八年七月三十一日
独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令
独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣総理大臣 高市 早苗

改 正 後		改 正 前	
2 〔略〕	（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） 第十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万五千八百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額とする。	（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） 第十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額とする。	2 〔同上〕

3 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号本文、船員保険法施行令第九条第一項第二号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第二号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十七万三百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が九十万円に満たないときは、九十万円）から九十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

4 〔略〕

5 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号本文、船員保険法施行令第九条第一項第三号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十七万九千四百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が五十万七千円に満たないときは、五十万七千円）から五十万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

6 〔略〕

7 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、六万五千五百円とする。

8 〔略〕

9 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文（同令第四十四条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第九条第一項第五号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第五号本文、国家公務員共済組

3 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号本文、船員保険法施行令第九条第一項第二号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第二号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十五万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

4 〔同上〕

5 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号本文、船員保険法施行令第九条第一項第三号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十六万七千四百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

6 〔同上〕

7 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、五万七千六百円とする。

8 〔同上〕

9 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文（同令第四十四条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第九条第一項第五号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第五号本文、国家公務員共済組

法施行令第十一条の三の五第一項第五号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万六千九百円とする。

〔10・11 略〕

法施行令第十一条の三の五第一項第五号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

〔10・11 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和八年八月一日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令について（概要）

こども家庭庁成育局安全対策課

1. 趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「施行令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号。以下「省令」という。）で定める給付基準額について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号。以下「一部改正政令」という。）による高額療養費基準の見直し等を踏まえ、改正を行うもの。

2. 概要

災害共済給付制度は、学校災害により生じた損害の補償という性質を有するものであり、当該災害共済給付制度における医療費については、高額療養費制度における高額療養費算定基準額が、医療費の自己負担額の上限額に当たることを踏まえ、当該高額療養費算定基準額の最大の額と同額を災害共済給付の医療費の支給の上限額としている（施行令第 3 条第 1 項第 1 号イ）。

他方で、高額療養費算定基準額は、標準報酬月額に応じてその上限が異なるものであり、学校災害による生じた損害の補償という観点からは、適用された高額療養費算定基準額に応じた医療費の支給となるようにすべきであることから、省令において、適用された高額療養費算定基準額に応じて医療費の支給額の上限を別途定めているところである。

今般、一部改正政令により標準報酬月額ごとの高額療養費算定基準額が引き上げられたことを踏まえ、これに合わせて医療費の支給上限額を以下のとおり改正する。

第十九条	現行	令和 8 年 8 月～
第一項	80,100 円＋ (医療費－267,000 円)×1%	85,800 円＋ (医療費－286,000 円)×1%
第三項	252,600 円＋ (医療費－842,000 円)×1%	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%
第五項	167,400 円＋ (医療費－558,000 円)×1%	179,100 円＋ (医療費－597,000 円)×1%
第七項	57,600 円	61,500 円
第九項	35,400 円	36,900 円

3. 根拠条項

施行令第 3 条第 1 項第 1 号イ

4. 施行期日等

公 布 日：令和 8 年 7 月 31 日

施行期日：令和 8 年 8 月 1 日